

厚 生 委 員 会

平成24年12月11日(火)

厚生委員会

日 時 平成24年 12月11日 (火) 午前10時00分開会—午後 0時01分閉会
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 和田委員長、豊国副委員長、中原、小川、竹内、奥野、鍛冶
田島議長、道工副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 川端、竹原、出口、辻下、反保

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、
古橋しあわせ創造部長、白井総務部長兼財政改革部長、
村上総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事、
串山しあわせ創造部副理事、萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長、
岸本しあわせ創造部保険年金課長、
波戸元しあわせ創造部住民生活課長、
関本しあわせ創造部淡輪保育所長、
門前保健センター所長、四至本財政改革部理事兼行革推進課長、
松井しあわせ創造部保険年金課長代理、堀口しあわせ創造部子育て支援課主幹、
池下しあわせ創造部高齢福祉課主幹、岩田しあわせ創造部地域福祉課主幹、
貴治しあわせ創造部高齢福祉課係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

和田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、全員出席です。

理事者についても、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくをお願いします。

12月5日の本会議において本委員会に付託を受けました議案7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は所属部署と氏名を言ってからお願いします。

また、私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑・討論することをご了承願います。

議案第72号「平成24年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

串山しあわせ創造部副理事 平成24年度岬町一般会計補正予算（第5次）のうち、厚生委員会に付託されました案件についてご説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページをご参照ください。

まず、歳入です。

12、分担金及び負担金、1、負担金、社会福祉費負担金、老人福祉施設入所者本人負担金としまして、10万9,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、高齢者の安全確保を図るため特別養護老人ホームに入所措置を実施したことに伴う本人負担分を徴収し歳入するものです。

14、国庫支出金、1、国庫負担金、社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費の国庫負担金としまして3,615万2,000円の増額補正でございます。歳出の障害福祉サービス費に充当いたします。補助率は2分の1です。

内容につきましては歳出でご説明をさせていただきます。

次に、2、国庫補助金、社会福祉費補助金、地域生活支援事業補助金としまして、54万4,000円の増額補正でございます。歳出の地域生活支援事業費に充当いたします。補助率は2分の1です。

内容につきましては、歳出でご説明をさせていただきます。

15、府支出金、1、府負担金、社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金としまして1,807万6,000円の増額補正でございます。歳出の障害福祉サービス費に充当いたします。補助率は4分の1です。

次に、2、府補助金、社会福祉費補助金としまして、1,040万2,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、事業別で地域福祉課2事業、高齢福祉課分3事業に充当いたします。

まず、地域福祉課分として、107万4,000円の増額補正でございます。

1点目、地域生活支援事業等補助金として、27万2,000円の増額補正でございます。歳出の地域生活支援事業費に充当いたします。補助率は4分の1です。

2点目は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金80万2,000円でございます。この補助金は、介護機能の強化と雇用対策を踏まえ創設された補助金で、高齢者施策に限定されない日常的な地域支え合い体制づくりの推進を図ることを目的とした事業や地域活動の拠点整備に係る事業が対象となっております。これを活用いたしまして、健康ふれあいセンター管理費に充当し、整備に当てるものでございます。補助率は10分の10となっております。

次に、高齢福祉課分として、932万8,000円の増額補正でございます。内容につきましては、まず地域福祉、子育て支援交付金としまして332万8,000円の増額補正でございます。

この交付金は地域福祉子育て支援交付金の中の介護保険特別枠として創設され、介護予防や認知症高齢者対策、給付費抑制等の事業が対象となるもので、この補助金を活用しまして歳出でご説明いたします高齢者の健康増進事業及び介護給付費適正化事業の2事業に充当いたします。補助率は10分の10でございます。

次に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金として600万円の増額補正でございます。この補助金は、介護施設や地域の介護拠点を整備する事業に対して交付

される府の間接補助金で、歳出でご説明いたしますが、施設開設準備経費助成特別事業として町が申請事務を行うもので、内示額は600万円でございます。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 続きまして、2ページをご参照ください。児童福祉費補助金といたしまして、595万4,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金400万円につきましては、地域支え合い活動の拠点となる施設の整備等について交付されるもので、保育所等での地域世代間交流事業に充当するものでございます。なお、補助率は10分の10です。詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

次に、子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）46万円につきましては、児童虐待防止対策に係る事業に対して交付されるもので、安心子ども基金特別対策事業に充当するものでございます。なお、補助率は10分の10でございます。詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

次の、大阪府放課後児童クラブ整備費補助金149万4,000円につきましては、本年度から実施を予定する学童保育の年齢拡充に伴い、必要となる教室の改修等について交付されるもので、放課後児童健全育成事業に充当するものでございます。なお、補助率は3分の2でございます。詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 続きまして、20、諸収入、3、雑入、299万3,000円を補正するものです。本年9月10日、ごみ処理施設の夜間運転中に発生いたしました火災により被害を受けた設備の修繕に係る共済保険金でございます。歳出のごみ処理施設の維持補修費に充当するものでございます。

以上、当委員会付託分、計6,827万6,000円を補正するものです。

串山しあわせ創造部副理事 続いて、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の3ページをご参照ください。3、民生費、1、社会福祉費、民生委員経費としまして3万3,000円を増額補正でございます。

内容につきましては、民生委員欠員地区のうち、1地区より新たな民生委員候補が挙がっていますので、推薦委員会要綱に基づき推薦会を開催するものでございます。

次に、地域生活支援事業としまして、109万2,000円を増額補正でございます。

内容としましては、3点ほどございます。まず、1点目は、障がい者の権利擁護のため、成年後見制度の必要な対象者を把握しておりまして、精神障害者福祉法に基づき、町長申立てに係る諸経費として計上するものです。2点目は、コミュニケーション支援として手

話通訳がございまして、病院受診等高度な通訳をろうあ会館に委託する手話通訳者の派遣経費として計上するものでございまして、3点目は、町外在住者の知的障がい者の社会参加を目的とした外出支援を図るための移動支援、また施設での日中の一時的な介護を受ける日中一時支援に係る給付費に不足が見込まれるため増額補正をするものでございまして。

次に、3、民生費、1、社会福祉費、障害福祉サービス費としまして、7, 231万円の増額補正でございまして、今回の補正につきましては、当初予算での具体的なサービスメニューごとの経費が見込みにくく、6カ月間の実績の推移により補正対応とするものでございまして。

本年4月から障害福祉サービスにつきましては、完全に新体系移行をしております、それに伴う給付費の増加が背景にございまして、増額の要因としましては、大きく分けて2点理由がございまして。

まず1点目は、本年4月から障害福祉サービス報酬改定が行われまして、平均改定率は2%のアップとなっております。

2点目といたしましては、障がい者の地域生活や就労支援を推進する方向で支援を進めてきた結果、サービスにつながり、利用者が増加していることがございまして。

以上により、下半期の障害福祉サービスのうち、不足が見込まれる介護系、日中活動系、就労系サービスの給付費についてそれぞれ増額補正を行うものです。

なお、旧体系サービスの減額分を相殺し、計上いたしております。

次に、社会福祉費、広域福祉共同処理事務負担金としまして57万9, 000円の増額補正を計上しております。この件につきましては、後ほど協議の件でも出てまいります、平成25年4月から泉佐野市以南の3市3町で広域福祉課を設置し、福祉関連の10事業の共同処理を行う方向で準備を進めているところでございまして。

今回の補正は、執務場所設置に係る初期経費として、必要最小限の備品購入費、介護保険及び障害福祉サービス指定事業に関する新たなシステム導入開発委託料、消耗品費等初期経費として必要な予算を計上するもので、当町が負担すべき応分の費用として増額補正を行うものです。負担率は均等割5%、人口割95%となっております。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 続きまして、国民健康保険特別会計繰出金、職員給与費等として、74万7, 000円の減額補正でございまして。

内容といたしましては、国民健康保険特別会計における人事異動等に伴う人件費の調整を行うものでございまして。

串山しあわせ創造部副理事 次に、老人ホーム入所措置事業としまして、15万2,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、在宅生活が困難な独居高齢者の安全確保のため、老人福祉法に基づき町が特別養護老人ホームに措置を行ったことに伴う経費でございます。

本人負担分の経費につきましては、措置権者である町が支弁するものですが、負担能力に応じた本人徴収を行っております。

次に、介護保険特別会計繰出金としまして、66万円の減額補正でございます。

内容につきましては、人事異動等に伴って介護保険特別会計の補正を実施したことに伴う法定繰出金の減額でございます。

次に、高齢者の健康増進事業としまして、83万円の増額補正でございます。内容としては、大阪府から内示を受けました介護保険特別枠交付金を活用しまして、運動による高齢者の健康増進事業として取り組みを行うもので、ノルディックウォークの用具購入費に充てたいと考えております。

次に、介護給付費適正化事業としまして、249万8,000円の増額補正を行うものです。内容としては、大阪府から内示を受けました介護保険特別枠交付金を活用しまして介護給付費適正化システムを導入し、また介護支援専門員へのケアプランチェックの委託を行い介護給付費の適正化に努めるものでございます。

内訳としましては、制度の理解や包括ケアシステムについて啓発するパンフレット購入費47万3,000円、委託料としまして介護給付費適正化支援パッケージ一式システム導入経費169万1,000円。質の向上を図る観点からサービス計画の適正化を図るケアプランチェック委託料として33万4,000円でございます。

委員会資料の4ページをご参照ください。

次に、施設開設準備経費助成特別対策事業としまして600万円の増額補正でございます。この事業は、大阪府が保有する介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金を活用し、高齢者の福祉の向上を目的として、新規に開設を予定しております介護老人保健施設に開設準備経費として市町村が申請事務を行うもので、大阪府の間接補助金でございます。補助率は10分の10となっております。補助金の対象となる施設は、医療法人誠人会（仮称）老人保健施設与田でございます。

この件につきまして少し説明をさせていただきます。当町では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、平成24年度から平成26年度の第5期介護保険計画に施

設整備の目標値を定めておりました、第5期中に整備する必要量として、介護老人保健施設は1施設10人分の計画を盛り込んでおります。

施設の指定権限は大阪府にありますが、町が大阪府に推薦する事業者として、本年6月に運営事業者の公募を行い、審査を経て、医療法人誠人会に決定したものでございます。岸本しあわせ創造部保険年金課長 4、老人医療助成費、後期高齢者医療広域連合事業として565万8,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、後期高齢者医療広域連合会に対して、前年度の医療費の確定により追加負担金が必要になったことによる補正でございます。

串山しあわせ創造部副理事 健康ふれあいセンター管理費としまして、80万2,000円の増額補正でございます

内容につきましては、健康ふれあいセンターの憩いの場づくり事業といたしまして、既に内示をいただいております大阪府の地域支え合い体制づくり事業補助金を活用しまして健康ふれあいセンター内の老朽化したカラオケ設備を一新し、障がい者や高齢者の憩いの場として拠点整備を図るものでございます。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 続きまして、2、児童福祉費、1、児童福祉総務費、安心こども基金特別対策事業といたしまして、46万円を増額補正するものです。

内容といたしまして、子育て支援対策臨時特例交付金を活用して、福祉部局職員及び管理職職員が着用する児童虐待防止啓発ジャンパー100着を購入し、児童虐待防止の強化の啓発活動に努めるものでございます。

続きまして、2、児童福祉施設費、地域世代間交流事業といたしまして400万円を補正するものでございます。

この事業は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金を活用し、保育所、子育て支援センターを地域の支え合い活動の拠点として世代間の交流を図るための経費で、各種団体とも連携し、地域の高齢者など幅広い年齢層を対象に、保育園児とスポーツや伝承遊び等でふれあう世代間交流事業を定期的に行いたいと考えております。

内容といたしましては、伝承遊び等の交流事業で使用するかるた等の玩具等の消耗品5万6,000円、保育所改修工事といたしまして250万5,000円。内訳といたしましては、淡輪保育所につきましてはトイレ及び渡り廊下の屋根の改修、深日保育所につきましてはトイレ改修、手すりの設置、遊戯室のクッションフロアの張りかえ、子育て支援センターにつきましてはトイレ改修及びスロープの設置となっております。

次に、機械器具費といたしまして、災害避難場所にも指定されている深日保育所及び子育て支援センターにおける緊急時に使用する発電機2台のほか、テレビ、ワイヤレスアンテナを購入するものでございます。

次に、庁用器具費につきましては、各保育所等で行う伝承遊び等の世代間交流に必要な大型カラーボールなどの玩具等の購入費でございます。

続きまして、7、放課後児童健全育成費、放課後児童健全育成事業といたしまして、627万6,000円を補正するものでございます。来年度から予定する学童保育の年齢拡充に伴い、新たな学童保育室を設置するのに必要な教室の改修費及び初度備品について計上いたしております。

内容といたしましては、学童保育室等改修工事といたしまして、エアコン、流し台、カーペットの設置等で512万2,000円。内訳といたしましては、淡輪小学校375万9,000円、深日小学校136万3,000円となっております。

なお、淡輪小学校につきましては、新たな学童保育室を現在の特別教室に設置することにより教室の移動が必要となることから、影響する2教室を含む3教室の改修となっております。

次に、機械器具費30万2,000円につきましては、淡輪、深日学童室にそれぞれ冷蔵庫1台ずつの購入費です。

次に、庁用器具費85万2,000円につきましては、運営に必要となる事務机、いす、会議機の購入費でございます。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 資料の5ページをご参照願います。

4、衛生費、2、清掃費、ごみ処理施設運営費で827万3,000円を補正するものです。美化センターのごみ処理施設におきまして、嘱託職員のうち、平成25年3月末をもって退職予定の者にかかる退職手当でございます。

次に、施設維持補修費771万8,000円を補正するものです。去る9月14日に開催されました全員協議会におきまして9月10日に発生した夜間運転中のごみ処理施設における火災の経過等を報告させていただいておりますが、この火災に伴う機器補修及び誘引送風機制御インバータの更新費用を補正するものでございます。

改めて、過日の火災について簡単に説明させていただきたいと思っております。

ごみ処理施設には焼却炉をはじめ、多くの設備がありますが、その中でも誘引送風機は炉内の圧力をマイナスにして排ガスを煙突まで誘導するごみ焼却処理には欠かすことので

きない重要な設備でございます。これが停止すると焼却することができません。

この誘引送風機の回転を制御するインバータが経年劣化により故障したため、誘引送風機が停止し、高温の燃焼ガスが給じん機から定量供給機側に逆流し、定量供給機の表面塗装が燃焼して大量の白煙が発生したものです。機器内部での燃焼のみでありましたので、外部への延焼はございませんでした。

この火災による機器設備の補修内容については、定量供給機からごみ給じん機間のエアシール装置の耐熱塗装、それからモーター軸部のパッキンの更新、給じん機から炉内にごみを投入するシュート部の耐熱塗装、定量供給機の3階から5階部分の耐熱塗装、モーター軸部のパッキンの取りかえ、焼却炉内に冷却水を噴射しているノズルを保護するための冷却ファンのモーターベアリングの取りかえなど行うものでございます。

これらの補修に要する費用299万3,000円につきましては、全額共済保険金を充当するものでございます。

次に、今般の火災でインバータの停止により誘引送風機が止まった、この原因となったインバータの更新、取りかえ費用472万5,000円でございます。

以上、当委員会付託分、計1億1,527万4,000円を補正するものでございます。
和田委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

中原委員 まず初めに、放課後児童クラブ整備費補助金という格好で、いわゆる学童保育の対象年齢を拡充するというところに踏み切られたということについては評価をしておきたいと思えます。

ただ、徐々に大規模化してくることが懸念されますので、安全で健康、また健やかな放課後を過ごせるようにということについては心配りをいただきたいと、そのような環境整備を引き続き行っていただきたいと要望しておきたいと思えます。

一番最後に説明のありました焼却炉内での火災のことなんですが、今の説明でいきますと、直接の火災による補償は全額保険で賄われると。ただ、経年劣化が原因となったものについては補償の対象にならないので一般会計から出すという理解でいいかなと思うのですが、ほかの部分でもこういった事故の原因になりかねないような状況になっているところなどはないのか、今回は炉内でおさまったということでありましたので、不幸中の幸いということも言えるのかなと思うのですが、手当てが必要な部分がありましたら大きな問題が発生する前に手を入れておく必要があるかなと思うのですが、現状で危険だなと感じているところ、施設面でたくさんあるのかなとも思うのですが、実態について確認をして

おきたいと思います。安全性の面でお聞きしておきたいと思います。

それからもう1点、資料で言うと4ページなのですが、児童福祉費の児童福祉総務費、安心こども基金の使い方の問題なのですが、消耗品費ということで児童虐待防止啓発ジャンパーを購入されると、これが悪いということではないんですけども、ほかに、児童虐待防止についてどんな取り組みをなさっているのか。

いろいろ努力なされていると思うんですけども、私は、何か機会あるごとにこういうジャンパーを着るというのはまあありがちなことだと思うのです。ただ、それが悪いというのじゃないんですけど、もっと有効な使い方ができないのかなと疑問に感じるものがこれまでもありましたので、この機会にぜひ、いや虐待の防止にはこういうことにきちんと力を入れてやっているんだと、こういうことにお金使っているんだと、その上、さらにこれで啓発をしていきたいと思っているんだという担当部局としてのお考えをお聞きしておきたいなと思います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず1点、インバータの取りかえにつきましては、例えば火災など、あるいは雷、地震など、外部からの圧力によってものが故障したという場合につきましては保険の対象にはなりますが、今回のインバータの故障についてはその原因が経年ということから、保険の対象にはなりません。

それから、その他の設備につきましては、ごみの焼却に当たっては大変幾つもの設備、あるいは大きな機械がございます。それぞれの点検については毎年定期点検をプラントに出しまして、約1週間から10日程度の期間焼却を止めて、その間、全ての機器について点検いたしております。

その結果報告が毎年ありますが、その都度、プラントメーカーと打ち合わせをしながら、緊急を要するものについては、その補修を行い、あるいはまた経過観察である機器についても翌年に予算に上げるというようなことで、こういうような大きな故障が起きないように毎年点検をしているところでございます。

今のところ、大きな支障を来すようなところは出ておりません。

和田委員長 次に、萬谷副理事。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 岬町では、要保護対策協議会という組織があり大阪府子ども家庭センター、町内各施設、民生委員さんを含みます団体、約35名の方を協議会の委員としてお願いしておりまして、年3回実施しており、今、ここにちょっと資料を持っていないのですが、十数件の要保護でケース会議をしている事例がございます。

その中で協議をいたしまして、大阪府の子ども家庭センター等の協力も得て、今後の対策につきまして実施している状況でございます。

また、国のほうでは11月が本来の虐待防止の強化月間ということであるわけですが、今後、その啓発ジャンパーの着用によって人目につくのかなということで今回もジャンパーということでやらせていただいたわけでございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 ごみ処理施設のことなんですけれども、町の限られた予算の中で点検も、確か以前の経緯で頻度を減らしたりとか、交換なんかのね、そんな経緯を聞いたことがあったなと思ったのですが、今回、インバータの経年劣化ということでありましたが、直近の点検のときに、そのインバータについては何か指摘はなかったのかどうか確認をしておきたいということと、もう1点、このごみ処理施設の事故が夜間に発生したということでありましたけれども、夜間の体制は委託業者に管理を任せていたと思うんですね。そういうふうに移行されていたと思いますので、そのことの影響は特段なかったでしょうか。いろんな連絡だとか、万が一のことが発生したときのマニュアル等もおありだと思うのですが、そのあたりの連携等については決められていたとおりの順調に行われて、最速できちんとした手当てが行われたということであるのかどうか、対応についてもお聞きをしておきたいと思えます。

それから、もう1点の児童虐待防止についてのことですが、取り組みを今、一端をご紹介いただきました。担当部局としてのお考え、また努力については理解するところであります。

児童虐待について一言申し上げておきますと、今、十数件ということで要保護対象のことを報告いただいたところでもありますけれども、要保護対象になっているということは非常にもう既に深刻な状況になっているということなんです。

そこに至る前にやはり、すくい上げることが非常に大切になってくると思いますので、広い子育て世代を対象にしたさまざまな事業に今後も取り組んでいただきたいと思います。

町が行っている子育て支援センターの事業であるとか、そういったことについても、虐待に至る前にすくい上げると、全体を上を上げるというか、そういうことにつながっていると思いますので、深刻になる前にいろいろな手だてを取っていただきたいと思います、そのことにも軸足を置きながら引き続き進めていただきたいと思います。

今回の予算については啓発に寄与されるようにと思えます。

質問については、ごみ処理施設のことをお願いしたいと思います。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、インバータのプラントからの指摘というところですが、毎年の定期点検の中におきまして、昭和61年から稼働しておりますけれども、これまで25年ほど経過しております。このインバータにつきましては交換をすることがなかなかできませんので、毎年点検の中で電流の調整とか、正常に作動しているかという確認、当然、メーカーの確認になりますけれどもしております、劣化を経年してきていることについての指摘はございますが、すぐ、例えば駄目になるというような指摘はございませんでした。

それから、夜間委託につきましては、現在、夜間の運転で夜5時半から翌朝の9時までの夜間を委託しております、委託業者につきましては、当然、技術管理者も置き、それから施設の運転の経験も十分ございます。

その中で、夜間の連絡、あるいは緊急の連絡体制につきましては、施設の職員のところにもまず第一報が入りました。それを受けて私のところに、そのあと、部長、町長という連絡体制になっております。

今回につきましては、白煙ということでございましたので、施設の職員のところにも第一報が入りまして、職員のほうで対応を指示いたしまして、その一報について、私のほうへは翌朝になってしまったことがございました。

再度、翌日、委託業者を呼びまして、連絡体制を再度確認し、どんな状況であっても火災ということでございましたので、連絡体制を再度作り直しというんですか、見直しをさせて、私のほうへ連絡が入るということを徹底してくれということで、業者に指示をしたところでございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 既に必要な強化についても行っておられるようでありますので、今後、安全性についても高めていただきたいと思います。

和田委員長 ほかにございませんか。

竹内委員。

竹内委員 ちょっと4点、4ページの上のほうからセンター費の中のカラオケ設備更新って書いてあるのですが、これ何台かというのと、あと、児童福祉施設の分の超大型カラーボール、想像してわからないので、どんなものかというのと、それと学童保育のエアコン、淡輪小

学校と深日にあるんですけれども、多分1台ずつだと思うのですが、何台かというのと、それとあと、じん介処理費の運営費、嘱託職員の賃金、退職というのは何人か、1人かと思うのですが、お願いします。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 1点目の、健康ふれあいセンターのカラオケ機械の台数についてお答えいたします。

現在、健康ふれあいセンターカラオケ室のカラオケ機の更新でございますので、1台でございます。

和田委員長 萬谷副理事。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず、1点目のカラーボールでございますが、運動会でよく使う、かなり大きなビニール製の円型のナイロン袋をイメージしてもらい、それを約50メートルとか30メートルを大人と子どもで動かして順位を競うというようなボールでございます。

それと、次のエアコンでございますが、淡輪で2カ所、深日で1カ所、計3カ所でエアコンということでございます。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 平成25年3月末で退職をする嘱託職員については1名でございます。

和田委員長 竹内委員。

竹内委員 萬谷副理事に聞きたいんですけど、このカラーボールって、これ一つですか。

和田委員長 萬谷副理事。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 今のボールの数でございますが、いろんなカラーがございます、一応、4個か5個を購入する予定になっております。

和田委員長 いいですか。

奥野委員。

奥野委員 4ページの学童保育のことでお聞きしたいと思います。

来年度から4年生から6年生も受け入れていただくのは大変ありがたいことですが、実際、受け入れ人数は、淡輪小学校、深日小学校で何人を予定されているのか。

そして、人件費、今回関係ないんですが、指導の先生は何人ぐらい追加で必要になるのかお教えいただきたいと思います。

それと、泉佐野市以南の3市3町の近隣の受け入れ状況がどうなのか、参考にお教えいただきたいと思います。

和田委員長 萬谷副理事。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 一応、淡輪の定員でございますが、現在60名でございます。また、深日学童につきましては30名ございまして、改正後には、淡輪が90名、深日が60名を予定しております。

それと、先生の数でございますが、淡輪2名、深日2名を予定しております。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 ちょっと答弁を修正させていただきます。

先ほど説明のありましたように、淡輪学童は今、定員60名です。それを定員90名を予定をいたしております。そして、深日で行っております深日と多奈川小学校の学童保育、については、今、定員30名です。ただし、実際利用しているのは20名足らずでございます。

定数だけで言いますと、深日の小学校の部分については定数30名のままで受け入れをしたいと思っております。

それと、先ほど指導員の数です。指導員の数は、特別な支援を必要な子どもさんへの加配を除いて、淡輪は今3人体制でやっております。それを30名増員することによって5名、2名の追加で行いたいと思っております。

また、深日の小学校についても、職員数は今2名で行っておりまして、その分については1名を追加で、3人で30名を見るという形で現在検討しているところでございます。

あと指導員につきましては、当然、保育士資格とか幼稚園、それと小学校の教諭免許等を持たれている方について優先的に採用をしていきたいと考えておるところでございます。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 1点質問した件で答弁がないんですが、泉佐野市以南の3市3町の状況をお願いします。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 泉佐野以南で、現在、小学校6年生までを受け入れているというところは今のところございません。

全体的に申しますと、大阪府でモデル実施を含んで、全学年で実施をしている団体数が8団体でございます。

1年生から3年生だけを受け入れている団体が11団体、そのほかにつきましては、1

年生から3年生までが原則で、障害とか、特別な支援を必要とされている児童に対しては、高学年までの受け入れをしているという団体が15団体という形となっておるところでございます。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 岬町が先駆けてやっていただけるという状況かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

和田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第72号「平成24年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第72号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

次に、議案第73号「平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)について説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

10、繰入金、1、他会計繰入金、一般会計繰入金74万7,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の調整でございます。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

1、総務費、1、総務管理費、一般管理費人件費として74万7,000円の減額補正

でございます。

内訳については、給料31万7,000円、職員手当等12万4,000円、共済費30万6,000円の減額となっております。

以上、当委員会付託分といたしまして合計74万7,000円の減額補正でございます。

和田委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第73号「平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第73号は本委員会において可決されました。

続いて、議案第75号「平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

串山しあわせ創造部副理事 平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、人事異動等に伴う人件費の調整を行うもので、歳入歳出それぞれの予算から9万7,000円の増額をするものでございます。

委員会資料の7ページをご参照ください。

まず、歳入についてですが、歳出予算で計上しております職員給与費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて増額補正するものです。

初めに、1、保険料、1、介護保険料、現年度分特別徴収保険料18万6,000円、現年度分普通徴収保険料2万1,000円の増額補正です。

次に、2、分担金及び負担金、1、負担金、認定審査会共同設置負担金3万8,000

円の減額補正です。

次に、4、国庫支出金、2、国庫補助金、地域支援事業交付金39万2,000円の増額補正です。

次に、6、府支出金、2、府補助金、地域支援事業交付金19万6,000円の増額補正です。

次に、10、繰入金、1、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金19万6,000円の増額補正です。職員給与費等繰入金83万7,000円、事務費繰入金1万9,000円をそれぞれ減額補正するものです。

続いて、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の8ページをご参照ください。

1、総務費、1、総務管理費、一般管理費人件費83万7,000円の減額補正です。

次に、3、介護認定審査会費、介護認定審査会費人件費22万3,000円を減額し、介護認定審査会人件費一般職任期付職員は16万6,000円の増額補正です。

次に、地域支援事業費、2、包括的支援事業、2、事業費、介護予防ケアマネジメント事業人件費を15万2,000円減額し、介護予防ケアマネジメント人件費一般職任期付職員費130万円の増額補正です。

次に、包括的継続的ケアマネジメント支援事業人件費15万7,000円の減額補正です。

以上、当委員会付託分としまして、歳入歳出予算ともに9万7,000円の増額補正でございます。

和田委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第75号「平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第75号は本委員会において可決されました。

議案第79号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」を議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明を求めます。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

現在、淡輪火葬場の管理運営につきましては、平成19年4月1日から指定管理者制度を導入しております。

この指定管理期間が平成25年3月末で終了いたしますので、同年4月からの指定管理者の指定を行うものでございます。

委員会資料9ページ、本会議のほうで説明をさせていただいておりますが、再度説明させていただきます。

指定管理者として、岬町淡輪561番地の1、株式会社阪原生花葬祭店、代表取締役、坂原爲吉、指定期間につきましては平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3カ年でございます。

10ページの資料をご参照願いたいと思います。

(1) 指定管理者の募集につきましては、平成24年10月31日から11月20日まで行いました。2社から申請がありました。

指定管理候補者の選定に当たっては、各社から施設運営における事業計画及び収支計画の内容から審査決定をする公募型プロポーザル方式を採用し、岬町淡輪火葬場指定管理候補者選定委員会において選定基準により審査を行いました。

選定基準につきましては、次の①から⑤のとおりで、配点合計は100点でございます。

各社から提出された事業計画及び収支計画の審査に加え、施設運営に対する取組方針やアピールポイントなどについてプレゼンテーションを行い、あわせてヒアリングを実施いたしました。

各社の特徴などを簡単ですが表にまとめております。

①阪原生花葬祭店並びにB社とも、利用者本位の運営を図るとしております。

③では、阪原生花葬祭店は平成19年度から指定管理者としての経験を生かした運営を、B社についてはビル管理、警備が主な業務であり、火葬業務については自社で行うという

計画でございました。

④では、阪原生花葬祭店は利用者の要望に応え、施設整備を自社経費で行うなど施設の有効利用を図ってきたとしております。B社においては特に有効利用の計画はございませんが、施設の防犯対策として機械警備の導入を計画しておりました。

収支計画書に記載の指定管理料につきましては、指定期間の3年間で阪原生花葬祭店は1,429万2,000円、B社は1,869万円という計画でございました。

⑤では、阪原生花葬祭店は、これまでの管理運営の経験を生かし、利便性向上のための設備の充実、B社では組織力を生かした管理運営を計画しておりました。

また、財務状況においては両社とも問題はございませんでした。

阪原生花葬祭店におけるこれまでの管理運営の経験というところで、今後の設備の充実というところでは、選定委員会の質疑の中でもどのような内容かということがございまして、座卓のやりかえ、それから畳の表がえ、張りかえですね、など、備品の整備を行うというものでございました。

また、これまで設備についてはインターホンの設置、あるいは街灯の設置など、指定管理者としての設備の利用促進を図るための改修などを行っておりました。

以上のような内容から採点を行い、各委員の順位の和が最も小さかった阪原生花葬祭店を指定管理候補者として、B社については基準点に達していないことから次点者としないうことと決定したものでございます。

なお、下にそれぞれの点を書いておりますが、それぞれ委員5名でございます。委員が1位と2位と、2社でございますので1位と2位とつけます。1位であれば5点、2位であれば10点ということで、その委員の和が最も小さかった阪原生花葬祭店が5点、それからB社が10点という順位の和でございます。

和田委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 選定についての経過をお示しいただきましてありがとうございます。

火葬業務について、ちょっと実態をよく存じ上げていませんのでお聞きしたいんですが、この現状で阪原生花葬祭店においては火葬業務は委託業者と連携ということで、これは今現在こういう形になっているものを継続するということかなと思うんですけども、この火葬場については町営ですので、町がどこかへお願いしているという格好なのか、火葬業務についてもこの葬祭場の業務として町としては考えているのか、どんなふうに運用され

ているのか、火葬業務についてお聞きをしたいと思います。

それから、今③の項目についてお聞きしているわけですが、同じところでNPO法人との雇用形態を継続ということで、NPO法人名をお聞きしておきたいと思います。

それから、実際上はNPO法人の団体に対してどういう業務を具体的には依頼をして雇用して行っているのかと、運営上のことをお聞きしておきたいと思います。

それから、もう1点なんですけど、B社について、⑤の項目について、組織的なメリットというのは、具体的にはどんなことを挙げておられたのか、参考までに確認をさせていただきたいと思います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、指定管理の業務については、火葬場の火葬業務、それから待合棟での有効利用という、待合棟の管理運営ですけれども、今現在、待合棟につきましては岬斎場として家族葬など有効な利用が図られておりまして、火葬場につきましては、町で運営していたときは町が火葬業者と直接委託契約を締結し、業務を行っておりました。

指定管理者になりましたからは、指定管理者が火葬業者と委託契約の上、火葬業務を指定管理者が行っているという形態でございまして、平成25年4月以降についても形態は継続をするという計画でございます。

それから、NPO法人なんですけれども、名称がNPO法人みさき生きがいワーカーズ、雇用実績につきましては、9名です。業務内容につきましては受付における火葬使用許可証の発行、動物火葬許可証の発行、施設内の清掃、これは主に待合棟でございましてけれども、日報などの作成業務。その他、葬儀の支援スタッフとして親族の周りのお世話とかというようなこともやっておられるようでございます。

次のB社における組織的なところでございまして、B社につきましては、従業員が本社が東京でございまして、非常に従業員が多うございまして、大阪支店、それからその他の支店にそれぞれプロの火葬の施設において経験のあるものがたくさんおりますので、その方たちを動員をして、葬儀があるときの親族の方のお世話とかというようなところで組織力があるので非常に強みがあるというようなことの主張でございました。

和田委員長 ほかにございせんか。

鍛冶委員。

鍛冶委員 要望ですけれども、淡輪インターができてから駐車場がちょっと減ったんじゃないか思うんですね。余りお金を使わずに拡張できるのであれば、その辺考慮してもらいたいと要

望しておきます。

和田委員長 要望でいいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第79号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第79号は本委員会において可決されました。

議案第81号「泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する協議の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 広域で業務を行うということでもありますけれども、ほかの地域でもこういったことは同じように進められているようではありますが、ほかの地域での実施例等がありましたら、お尋ねをしたい。

これは、ほかの地域でも同じ時期になっているのか、そのあたりをお聞きしておきたいと思います。

それから、このことによる町にとってのメリットはどんなことであるのか、お尋ねしたいと思います。

とりあえず、この二つからお聞きしたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 まず1点目の、他の地域の状況でございますが、3地域ほど大阪府下で先進して実施をされているところがございます。豊能地域、2市2町で行っておりまして、池田市、箕面市、豊能町、能勢町さんで、平成23年10月から行っておられます。

それから、平成24年1月から開始をされておりますのが南河内地域、3市2町1村でございます。富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村で行われております。

平成24年10月から実施をされているのが泉州北地域、5市1町でございます。内訳は岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町この3地域を参考にしながら検討し準備を進めているものでございまして、地域によりまして取り扱う事務につきましては若干相違がございます。

次に、2点目の町にとってメリットはというご質問でございますが、共同処理を行うメリットにつきましても、全部の10にわたる事務を1町で実施することは困難な状況でございます。けれども、厳しい社会情勢の中におきまして、専門職の確保や小規模な自治体が単独で事務処理を行うよりも事務の効率性、効果性が高まるということがまずございます。

それから、共同処理をすることによりまして、人件費に加えて、事務費等、経費の縮減が図れるという大きなメリットもございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 ほかの地域での設置について、3地域ほど挙げられましたが、ちょっとまだ歴史が浅いといえますか、なので、何か既に始められている地域の実態で何か聞いていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから、町にとってのメリットのところ、一つの町ではできないということですが、これはもともとは大阪府の仕事ですよ。ちょっと私も詳しくわからない点があるんですけど、これは大阪府が権限移譲ということで何年か前からいろんな業務を市町村にやるようにということで働きかけがあってという流れの一環かと思うんですけど、これはどうしてもやらないといけないものなんですか。

私、その流れが始まったときに、やはり岬町にとってできるものであれば引き受けたいと思うけれども、事務量が余りにも多いとか、仕事はどかっと来るだけけれど、それに対するお金がひっついてこないとか、そういったことでは引き受けるべきではないとい

うふうに思っていましたので、気になるときは岬町の議会の中でもそういうことは申し上げてきたんです。

どうしても、これをまず引き受けないといけない事業なのかどうか、その点をまず1点確認したいと思うんですね。

それから、事務量についてお聞きをしたいと思うのですが、この地域で共同で設置をして事務を行っていくということで、それぞれの市町から9人、合計で職員を配置するということではありますが、これを行っていくとすれば、9人でこの事務について賄っていけるのかどうか、適切な人数であるのかどうか、そのあたりについても確認をしておきたいのと、それから、岬町からは1名職員を派遣するといいますが、そういう格好になるお考えのようですが、職員の実際の勤務の形態としてはどうなるのか。泉佐野市に、もうずっと勤務するということになるのか、そのあたりについてもお聞きをしておきたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 まず1点目、他で先行されているところの地域の状況、課題等についてどうかというご質問でございましたけれども、まだスタートして浅く、状況の詳細のほうの把握はできておりませんので、今後、連携をする中で状況把握をしてまいりたいと考えております。

2点目の、権限移譲のこの10の事務につきましては、社会福祉法人の指定等につきましては、町にとっては権限事務では現在のところはないと担当は把握をしておりますが、国の流れといたしまして、できるだけ住民サービスは身近な市町村で、基礎自治体でという大きな流れがございます。

住民さんの利便性、事業所さんへのきめ細かな指導を行うといった意味においては今後も身近な基礎自治体でという方向にあると私どもは捉えていまして、事務の効率性や効果などのメリットがありますので、できるだけ受け入れて、身近な広域福祉課で実施していく方向が妥当ではないかなと考えております。

3点目の、事務量につきましては、府の要綱に定める1件当たりの処理時間に件数を乗じて処理時間を算出しまして、また先行しております3地域の状況等も勘案をし、今回の3市3町の広域福祉課では9名が相当ではないかという人員となっております。

ただ、実施をしていく中で、臨時職員等の雇用等も検討していく必要があった時点でまた協議をしながら見直すということとしております。

岬町から1名、身分としては、泉佐野市の職員として、広域福祉課執務場所に常勤的に

配置をするということになります。

和田委員長 中原委員。

中原委員 もう少しお聞きしますが、そうしますと、具体的な職員の配置の問題なんですけれど、身分として泉佐野市の職員という扱いということでもありますので、例えばお給料だとか、福利厚生だとか、そういったことについても泉佐野市の職員という扱いになるということだと思っんです。

どういふ方が行っていたかよくわからないのですが、具体的にお考えになっているのは、現在、岬町の役場に毎日勤務にきてはる人が向こうに行くということ想定されているのか、ちょっとイメージがわからないので、そのあたりについてもお聞きしたいんです。

待遇については、今、具体的にどなたかこの方に行っていたらどうかとか、そこまでお考えかどうかわかりませんが、どなたかに行っていたら、その方が泉佐野市の職員という身分になって、何て言うか待遇が悪くなるようなことがないのかなと、その点が少し気になる点でありますので、そういった不利益に当たるというようなことにならないかどうかお聞かせをいただきたいと思っいます。

それから、専門的な業務ということになりますので、そういった部分でこれまでやってきていなかった知識を身につけたり、技術も必要でありましようから、そのあたりの研修についてはどのように実施をされていかれるのか。向こうへ行かれる方が困られたりとか、あとは適切な事務が行われるようにということをお考えますと、そういった研修についてもきちんと保証されているのか確認をしておきたいと思っいます。

それから、このことについて、大阪府から運営の補助金について賄われるんでしょうか。お金の面のことで少しお聞かせをいただきたいと思っいます。というのは、これまで府がやっていた事業なので、仕事をあなたたちのところでやってよという話になる限りは、そのことについてきちんと財政的にも大阪府が責任を持つべきだと思っいますので、そのように財政的な措置も行われるのかどうか、財政面でもお聞きをしておきたいと思っいます。

和田委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 私のほうからは、職員の身分について説明をさせていただきたいと思っいます。

まず、この委員会資料の11ページをごらんいただきたいんですが、その第10条のところ、職員の身分の取り扱いということで、広域福祉課の職員は幹事市の職員の身分

として取り扱うことで位置づけております。

幹事市につきましては泉佐野市ということでございまして、泉佐野市の職員とみなすというところでございます。

そういう泉佐野市の職員とみなしたときに給料、手当、また旅費、勤務時間、その他勤務の条件とか、分限及び懲戒、それと服務、福利厚生、これにつきましても全て泉佐野市の職員としての扱いになります。

それから、私のほうからはもう1点、財政的な措置の話でございます。これにつきましては、各3市3町がこの広域連携をしなかった場合に、大阪府のほうから交付金というのが通常出ます。その交付金につきましては、今回は3市3町の出る部分を一括してその事務の対応をするところに集めます。その不足する部分について、各市町から3市3町で均等割が5%、それから人口割95%と、そういうような割合で財源については措置されるということで、大阪府からは交付金が出るということが。交付金の金額については、今現在まだ確定もしておりません。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 身分の件につきまして、若干捕捉をさせていただきたいと思います。

地方自治法の規定によりまして、岬町をはじめ各団体も同じで、例えば、岬町の職員であった場合は、岬町の身分を有しながら、規約に基づいて幹事市である泉佐野市の専任発令を受けて泉佐野市の身分を有するということになりますので、その専任発令を受けた時点から泉佐野市の給与等の適用を受けます。

給与につきましては、当然、各団体で給料が違いますので、その部分につきましては不利益が生じないように、人事部会として給料の調整を行ってるところでございます。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 職員につきましては、専門的な知識が必要となりますことから、岬町からは1名、10月以降大阪府の介護事業者課に派遣をいたしまして、来年の2月まで研修期間中でございます。3月には準備室に帰って、広域のスタートに向けて準備を行うということで、現在、知識・技術の吸収をしているところでございます。

和田委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 私は賛成できないと思っています。

今、いろいろ聞かせていただきましたけれども、町にとってメリットは何かということをお聞きしたところで、大きな流れとして身近な基礎自治体でいろんな業務を賄っていくのだと、それは結構なことかと思うんです。

といいますのは、岬町内にも社会福祉法人いろんな処理する事務というところで掲げられていることにかかわって施設はありますので、そこに目が行き届くということはいいと思うんですけれども、それは必要であれば大阪府が実施している内容について岬町から尋ねて行って、調査、聞き取り等すればつかめる問題でもありますので、この大きな流れとおっしゃる、そこに私はむしろ大きな問題があると感じますので、賛同はできないという考えであります。

財政的なことはまだ確定していないようでありますけれども、この権限移譲にかかわっては大阪府としては大阪府が受け持っている仕事を各市町村、またはこういった形で広域行政に置きかえていく、自分たちが責任を持ってやっている仕事をどんどん縮小している、外に押しつけていっていると、そのことで大阪府としてはコストカットを実現するというのが大きな流れなわけですね。

官におけるアウトソーシングみたいなことを堂々とやっていってるわけで、お金についても、将来必要な交付金がきちんと確保されていくのかどうか、将来にわたっても、そのことについて私は大きな疑念を持っておりますので、負担だけが押しつけられて地域主権とか美しい言葉で語られますけれども、実態としてはそれが実現できるかどうかについては私は疑わしいと思っています。ですので、賛同できないというのが一番大きな理由です。

このことは、ひいては市町村合併だとか道州制だとか、そういうことの布石にもなりかねないと思いますので、私はそういった流れには反対でありますから、この問題についても賛同ができない。

それから、もう1点、今、質問の中で確認をさせていただきましたけれども、10月から既に岬町の職員を派遣して研修を行っているということで、議会でこういったことを私たちが聞く前にもう事実上このことを始めて、手をつけていると。そういう態度についても私は承服しかねると考えますので、準備を着々と行っているということでしょうけれど

も、この議案については賛成できません。

和田委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第81号「泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する協議の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

和田委員長 挙手多数であります。

よって、議案第81号は本委員会において可決されました。

議案第86号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 では、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今回、技術管理者の資格について新たにこういった、これは10項目ですかね、について資格をさらにつけ加えるということなのかなというふうに見せていただいているんですけども、これまでこういった資格は必要なかったということで、この必要な要件については現時点で満たしているというか、満たせるものなのかどうかについて確認をしたいと思います。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 一般廃棄物の処理施設に置く技術管理者については、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中に規定をされておりました。一般廃棄物を市町村で設置する場合についても同様でございます。

その技術管理者については、必ず置かなければならないとなっております、これまで

は法律の規定において技術管理者を設置しておりました。それが、地域の自主性云々、いわゆる第2次一括法の施行に伴いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中の技術管理者の規定部分については、各市町村、各自治体での条例に規定をするということで、法律の改正がされました。それに基づきまして、各市町村において条例で定めるものがございます。

今も、もともとの法律の中の規定に基づいて技術管理者は設置しておりますので、体制的には変わりはありません。ただ、法律の規定から条例の規定に変わったというものでございます。

和田委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第86号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第86号は本委員会において可決されました。

次に、議案第87号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明を求めます。

岸本課長。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 国民健康保険条例の一部改正についてご説明させていただきます。

まず、委員会資料29ページをご参照ください。

一部改正の概要については、本会議で概要を説明させていただいておりますが、2番の賦課割合の改正で、資産割を廃止し、所得割を100分の40から45に、世帯別平等割

を100分の15から20に、また、次のページの介護保険料の賦課割合の応能割を100分の45に、応益割を100分の55に改正する経緯について、別紙の参考資料で説明させていただきます。別紙の参考資料をお願いいたします。

それでは、参考資料1ページをごらんください。

このページの資料については、9月11日の厚生委員会協議会で説明させていただいたもので、内容はほぼ同じでございます。

まず、(1)について、前は医療費総額を10億円と仮定して計算しておりましたが、今回は本年度の必要保険料の5億6,616万6,000円に置きかえました。

また、黄色のマーカーの資産割の部分でございますが、前回もお話しさせていただいたように、今年度の保険料でいうと約5,600万円が今回の改正案の資産割の廃止に伴い、残る三つの項目のいずれかに割り振られるということになります。

2番については、前回と同じで今年度の世帯の状況でございます。

3番については、賦課状況でございます。

資産の有無と所得状況については前回と同じグラフで、今回新しく追加させていただいたのが、右端のグラフの軽減世帯状況でございます。

この表を見ていただくと、保険料の軽減されている世帯が全体の58%になっています。

この軽減については、所得の低い世帯の法定軽減制度で、後ほど個別の保険料の計算時に計算しておりますが、保険料の世帯別平等割と被保険者均等割の金額に対して年間保険料の7割、5割、2割を軽減される制度でございます。

4番については、前回と同じで所得と資産別の状況でございます。

5番の改正理由でございます。

まず、資産割の廃止の理由として5点書かせていただいておりますが、特に、2点目の「固定資産税として、税金を支払っているのに、更に国保料として支払う」二重に課税されているとの捉え方が強く、また、その下の介護保険料の世帯別平等割の廃止の理由については、それぞれ個人が介護保険制度のために保険料を課せられるという理由から、今回の条例の一部を改正するものでございます。

次のページをごらんください。

今回の保険料の賦課割合の改正に当たり、現行の資産割の10%をどこに割り振るか、下の1案から4案までの4パターンを検討いたしました。

まず、1案では資産割の廃止に伴う10%を全て所得割に、2案では所得割に5%と平

等割に5%を、3案では所得割に5%、均等割に3%と平等割に2%、4案では所得割に5%と均等割に5%を乗せる4つの案で試算いたしました。

また2点目に、介護保険料の資産割の廃止と平等割の廃止での賦課割合を1の1案では応能割・応益割を50対50に、2の1案では、応能割・応益割を45対55での2つのパターンで検討いたしました。

次のページをお願いいたします。

このページでは、先ほどの1案から4案の賦課割合で介護保険料の世帯別平等割を今までどおり「ある」という形で、一月当たりの一世帯平均の増減を比較した表でございます。

まず、左上の単身世帯の表の増額では、1案の50対35対15が月額2,410円、2案の45対35対20が833円、3案の45対38対17が753円、4案の45対40対15が701円の負担がふえることとなります。

また、その右側の減額の表については、黄色のマーカーの3案の45対38対17の2,726円が、今よりも一番減額が多くなる結果になっています。

このように、増額、減額の表で2人世帯、3人世帯、4人以上の世帯についても黄色のマーカーの部分の負担が少なく、また減額も多くなる結果になっています。

この表の増額部分だけをまとめたのが、下の棒グラフでございます。

左から順に1案から4案になっています。まず1案では紫色の部分が4人以上の世帯で月の負担額が3,921円ふえ、2案では2,163円と約1,800円の差が生じてきます。また、右端の4案の青い部分の単身世帯だけを見ると701円と、他の青色部分と比較しても一番負担の少ない結果になっていますが、全体を比較すると3番目に高い結果になってきます。

このようなことから、全世界帯で4つの案の中でトータル的に一番負担の少ないのは、「負担最少」と書いている2案の45対35対20が少ない結果になりました。

次に、その下の表では、介護保険料の世帯別平等割なしで上の表と同じように、試算いたしました。

この結果を見ていただいても、全ての世帯のトータルで2案の45対35対20が一番負担の少ない結果になりました。

次のページをお願いいたします。

この表では、先ほどの賦課割合で世帯でのトータルの最も負担の少なかった2案の45対35対20を基に、介護保険料の世帯別平等割の有無について検証いたしました。

まずA表の、介護保険料の世帯別平等割の有無で一月当たりの最小負担額では、世帯別平等割「あり」が833円、「なし」が818円になり、比較をすると世帯別平等割がないほうが15円負担は少ない結果になります。しかし、2人以上の世帯では世帯別平等割「あり」のほうが負担は少ない結果になりました。

全体の割合で言いますと、約54%と残り46%となり、一月当たりの負担増については全体の世帯では余り大きな差が出ない結果になりました。

次に、B表では一月当たりの最大減額を比較いたしました。

結果は、黄色のマーカの単身世帯と2人世帯は、世帯別平等割のないほうが23円と、6円が今まで以上に減額され、3人以上の世帯では、世帯別平等割があるほうが減額は多いという結果になりました。全体の割合で言いますと、87%の世帯が介護保険料の世帯別平等割はないほうが今まで以上に減額されるという結果になりました。

次のページをお願いいたします。

この表では、個々のケースで試算いたしました。

まず、65歳以上の単身で資産ありの世帯でございます。

年金収入が153万円で、資産は今年度の国保の平均固定資産税額の7万円で計算すると、今年度の保険料は軽減後が5万8,449円で、改正案で試算いたしますと2万3,340円で、年間約3万5,000円安くなり、一月当たり約3,000円の負担が少なくなります。

同じように、180万円では約2万6,000円、300万円では約4,000円改正案のほうが安くなる結果になっております。

次の表は同じ単身世帯で、資産のない世帯の保険料は、153万円から300万円の方については、年間に約1割程度負担がふえる結果になりました。

次に②の表では、65歳以上の2人世帯の資産ありで、妻が国民年金の老齢基礎年金額の79万円と世帯主が153万円から300万円の保険料を計算いたしますと、改正案では全てにおいて安い保険料になっております。

次の②-1の表では、同じ条件で、資産のない世帯の保険料は、年間に1割程度負担がふえる結果になりました。

次のページをお願いいたします。

このページでは、今回の改正の一つでもある、介護保険料の世帯別平等割の有無について、国保の保険料で介護保険料の必要な40歳から65歳未満の方について検証いたしま

した。

まず、③の表は、単身世帯で給与収入が98万円で、資産ありの世帯で計算しますと、今年度の保険料は7万2,344円で、改正案の世帯別平等割が今までどおり「ある」場合は、年間に2万8,515円になり、一月当たり3,652円の負担が少なくなります。

その右の改正案の平等割なしのほうは、年間保険料が2万8,086円になり、月額で3,688円安くなります。これを比較いたしますと、平等割が「なし」のほうが36円安くなる結果になりました。

しかし、350万円の収入の世帯については、資産があっても改正案での年間保険料は若干ふえる結果になりますが、平等割が「なし」のほうが負担額は少ない結果になりました。

次の③-1表は、同じ条件で資産のない世帯では、改正案の保険料も介護の平等割の有無に関係なく負担がふえるという結果になりました。

次に④の表は、4人世帯の資産「あり」で、介護保険料対象者が1名いる場合で、給与収入が98万円と272万円で計算いたしますと、改正案の保険料は安くなりますが、350万円の収入の世帯については、資産があっても若干の負担がふえる結果になります。しかし、右の表の介護保険料の平等割が「なし」のほうが、少しでも負担が少ない結果になりました。

次の④-1の表は、4人世帯の資産「なし」では、改正案の保険料は負担がふえる結果になりますが、右の表を見ていただくと、今までどおり介護の平等割が「ある」よりも「なし」のほうが負担は少ない結果になります。

次のページの⑤の表では介護保険料対象者が、今度は2名いる場合の試算でございます。給与収入が98万円と272万円で資産のある世帯で計算いたしますと、改正案の保険料は安くなりますが、これも350万円の収入の世帯については、資産があっても若干の負担がふえるという結果になっております。

次の⑤-1の表は、同じ条件で、資産のない世帯については、改正案の保険料は全て負担がふえるという結果になりました。

以上の検証結果から、今回の資産割の廃止、介護の平等割の廃止の結果、全体で58%の世帯が負担増になり、残りの42%の世帯が安くなるか変わらない結果になりました。

その下の表は、今回の改正案の保険料率の推移でございます。

医療分、支援金分は資産割の10%の廃止により、所得割に5%と平等割に5%を上乗

せておりますので、その分がふえております。

介護分については、資産割の廃止と平等割の廃止に伴い、所得割と均等割がふえております。

最後に、9月の厚生委員会協議会で、資産割料率の10%をなくした場合にどこかに負担が生じてくる中で、今年度の世帯状況や所得状況を勘案し、さまざまなパターンを検証し、最も影響の少ない形で試算をした結果が今回の条例改正の賦課割合となりました。

また、10月末に開催いたしました国民健康保険運営協議会において、今回の改正内容について諮問申し上げ、改正内容どおりの答申もいただきました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

和田委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

小川委員。

小川委員 過日の委員会では、10億円とかでしてという話で5億6,600万円、実質の数字で算出していただいて、私、要望いたしましたんですけれども、大変立派すぎる書類が提出されてきて、本当にわかりにくい。

58%の方が高くなる、42%の人が若干安くなるか同等の金額という説明があります。それはそれで非常に理解しやすいんですけれども、例えば3ページの1案と2案とで、負担最小、1案は負担最大、なぜこういう表になるのかというのが一つも把握できません。

それと、例えば2案でいくのであれば、350万円以上の所得の人は載っていないけど、この人はどうなるのか。どういう人が資産割をなくした場合対象になるのか、もう少しだけ具体的に完結に、わかりやすくお願いいたします。

和田委員長 岸本課長。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 まず3ページ目の1案の場合は、2ページ目の表にあります、資産割の10%を廃止いたしまして、所得割に全てを乗せてしまうということでございます。この場合は、所得のある方だけから資産割の廃止分をいただくのは、非常に負担がふえるという結果になったのがこの1案でございます。

今言われたように、全体で58%、350万円の方は私の説明の中でもたびたび負担が若干ふえるという言葉を使わせていただきました。この350万円の今の、今年度の世帯の状況でございますが、全体の割合で言いますと約3%の世帯の方がおられます。3%の世帯の方については、この資産割を平均した固定資産税額の7万円であれば、年間保険料はふえるということになります。

和田委員長 小川委員。

小川委員 過日の12月5日に何人かで岸本課長に教えていただいたけれども、そのときに少しわかりかけてたのですが、勉強させてもらったんですけど、今の説明でまた余計にわからんようになりました。

とにかく、資産を持っている人は資産割をなくすから利益が伴うという言い方はおかしいけれども、負担が少なくなる。今まで資産を持っていなかった人については若干ふえる、そういう解釈ですね。

和田委員長 岸本課長。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 大まかにはそういう考え方でいいかなと思いますが、1ページに書いています所得と資産別の状況で、前回もお話しさせていただいたように、(4)の所得なしの資産ありの509世帯、約16%。この方については必ず下がるということが言えます。しかし、計算しておりますのは、平均固定資産税額7万円で計算しております。

この固定資産税額が仮に7万円より低い場合は、今回はその資産割を廃止いたしましても所得割に5%と平等割に5%を乗せておりますので、それ以上にふえる世帯も出てくるということでございます。

和田委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 今回の改定については、住民からの訴えを真摯に受けとめられて、また資料も拝見しましたが、岬町の加入者の実態をよく研究されて、それに応じた形でできるだけ負担が小さいものを選ぶと、介護分についてもあわせて検討されたということで、その努力や担当部局、また町長の姿勢については評価したいと思うんですけども、国民健康保険に加入されている方というのは、全体として非常に所得の低い方々になっているわけですね。

この改定によって、やはり負担がふえるところが出てきてしまうということはいたし方のないことで、今、制度上の持っている問題として仕方のない実態が一方であるわけですので、これは全体的に保険料を下げるということは一番望ましいとこの点についてはもちろん共有できる部分だと思うんですけども、それをやはり町として克服しようと思えば、一般会計からの繰り入れ、これ法定外の問題ですよ、繰り入れがどうしても避けられないというふう思うんですね。

このことについて、私は繰り入れが必要だというふうに考える立場ですけども、町と

してはどのように考えているのか、繰り入れを行うという決断もあわせて前向きに考えておられるのかどうか、その1点をお聞きしておきたいと思います。

和田委員長 田代町長。

田代町長 一般会計からの繰り出しということについては、これはやむを得ないと思っています。

といいますのは、やはり今まで固定資産税の二重、いわば国保税資産割、それと、固定資産でまた税というダブル税がかかっているじゃないかという声が多かったものですから、そういった意味において今回の改正については、ある程度の一般会計からの繰入もやむを得ないと、このように判断しております。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 先ほど町長が説明された部分につきまして、今回、改正案では資産割を廃止して、その分、所得割に5%、平等割に5%をそれぞれ増やすというものでございます。

平等割を増やすことによって低所得者の軽減額、政令軽減の部分が増えるということでございまして、今まで以上に新たな税の投入がそこで発生をします。

これについては、町長が先ほど申しましたように、それはやむを得ないという判断でございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 政令軽減という、2割のということは、あれは法定内という考え方でしたかね。どっちに当てはまる考え方ですか。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 政令軽減につきましては、基盤安定制度という国保の中の制度でございまして、法律に明記をされている政令軽減ということでございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 今の補足説明をいただいて、私がかねてから求めていることとは違うということ、確認されました、残念ですけれども。

ですが、今回の改定そのものについては考え方には同意するものでありますけれども、今後、ぜひ、保険料全体を下げるといってお考えをいただきたい。これは要望にとどめておきたいと思います。

和田委員長 要望でいいですね。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第87号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第87号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案7件について全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会します。

(午後 0時01分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年12月11日

岬町議会

委 員 長 和 田 勝 弘